

申告漏れ件数が過去 最多に

国税庁による平成26年度における 移転価格実地調査

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

国税庁は、2014年（平成26年）事務年度¹における移転価格税制に係る実地調査において、移転価格税制を導入した1986年以来、申告漏れ件数が過去最高の240件となり、更正あるいは納税者が修正申告を行ったことを発表しました。

法人税調査の際に、税務署も移転価格調査を行う事案が増えたため、移転価格にかかる更正あるいは修正申告の件数が増加していることが推測されます。複数年度に渡り営業損失を計上した後、営業利益に転じ、繰越欠損金を使い始めた企業が移転価格調査の対象になっているケースも顕著です。低金利貸付及び金利無償貸付で受取利息の申告漏れを指摘されるケースも増えています。

移転価格の専門的な調査は通常、東京国税局調査第一部国際情報第1部門～3部門、大阪国税局調査第一部国際情報第一課、名古屋国税局国際情報課によって行われていますが、最近では移転価格調査ではなく、法人税調査において国外関連取引について、国外関連者への寄付金課税を行う案件が増えています。国外関連者への寄付金課税が行われるパターンとしては以下が挙げられます。

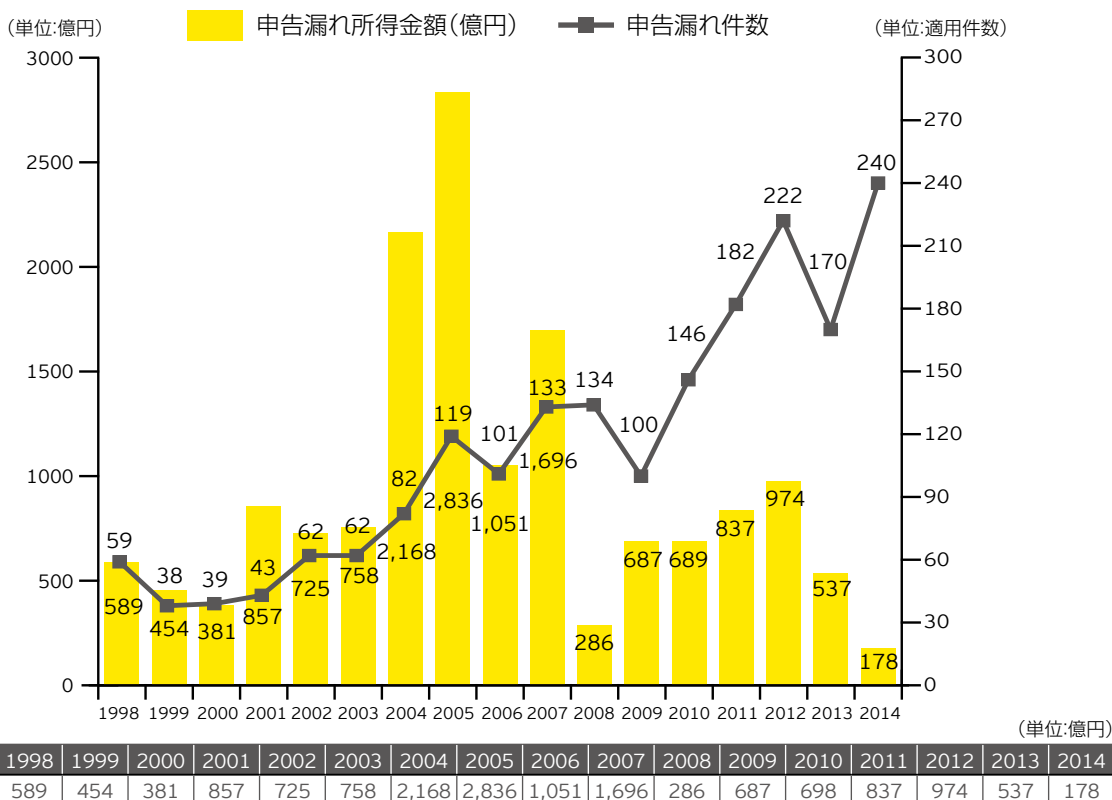
- ▶ 親会社の活動が海外子会社への役務提供と見做されて、経費の損金算入が否認される場合
- ▶ 外国企業の子会社が取引単位営業利益法を適用し、所得を減額する移転価格の一括調整を行っている場合に、①一括調整の実施が事前に合意されていたことが確認できる証拠がないとき、②調整金額の算定がベンチマーキングスタディに依拠していない、又は、算定方法が年度により異なっていて、移転価格ポリシーに基づかず、恣意性が散見されるとき

¹ 2014年7月1日に開始し、2015年6月30日に終了した事務年度

経済協力開発機構（OECD）による、税源浸食と利益移転（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）に対する行動計画に基づき各国が法制化を行うと、各国の税務当局は今後ますます移転価格税制の執行を強化するであろうと思われる

ます。企業には、移転価格ポリシーの策定、移転価格文書の作成、事前確認申請等で移転価格課税リスクを管理する対応が迫られています。

移転価格税制に係る実地調査の状況



*2009年(平成21年)事務年度データより、データ集計対象が税務署所管法人を含む全法人となった(2008年(平成20年)事務年度までは調査所管法人(原則として資本金1億円以上の法人)が対象)

出所:国税庁発表資料(法人税等の調査実績の概要)

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160113

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp